

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

7 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	SQL Server移行のための営業所オンラインシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥105,540,600	令和6年7月31日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
2	令和6年度 大阪市水道局災害情報システム機能改善業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社NTTデータ関西	¥2,310,000	令和6年7月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	－
3	令和6年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールドイング株式会社 西日本インテグレーション統括部 関西第一営業部	¥5,808,000	令和6年7月30日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	－

随意契約理由書

1 案件名称

SQL Server 移行のための営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のデータベース管理ソフトウェアについては、現統合基盤上で「Oracle」を使用しています。

しかし、次期統合基盤においては、オンプレミス（物理サーバを保有）からクラウド化を予定しており、それに伴いライセンス料が高額となる「Oracle」から比較的安価な「SQL Server」の採用の可否について、事前評価を行った結果、採用することが可能であるため、SQL Server 用に本システムのプログラム等の改修を行うものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者になります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市水道局災害情報システム機能改善業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本業務は、庶務事務・人事給与システムや配水情報システム、防災情報システムなど他システムと連携し、災害時等に必要な情報を一元管理するための大阪市水道局災害情報システム（以下「本システム」という。）について、災害時等における応急給水所の開設・閉設情報をお客さま専用サイト（マイページ）に表示するため、本システムから必要なデータを抽出できるよう機能改善を行うものです。

本システムは、上記業者が一からシステムプログラムを独自に設計し、クラウドサーバ上にて開発を行ったものであり、本業務の履行により機能保証、改修後の動作保証を行うには、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システム障害が発生した場合、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が唯一の業者となります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（危機管理担当）（電話番号06-6616-5513）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、発注者が使用する庁内端末でファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、リモートワーク環境を提供するために必要なソフトウェアのライセンス（1年間）の延長及び構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行うものです。

統合基盤等は上記業者により独自に構築されたシステムであり、安定したリモートワーク環境を提供するには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。また、リモートワーク環境の継続使用にあたっては、R support社製のRemoteviewのライセンスを延長する必要がありますが、ライセンス延長に係る手続きにおいて、R support社からサポートを受けられるのは、購入先又は販売代理店に限定されます。さらに、ライセンス延長に係る手続きは統合基盤等との通信設定を適切に保ったうえで実施するなど、統合基盤等との密接な関係があります。以上の理由により、リモートワーク環境全体での一元的な管理を行うには、統合基盤等の設定を行う上記業者を介し、ライセンス延長を行う必要があります。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、外部リモート接続機能の設定によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になりリモートワーク環境の提供において保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはN E C フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部DX推進課（電話番号06-4703-3147）